

# 令和6年度実施 静岡県職員採用選考案内 (任期付職員の募集)

<スタートアップ推進担当 (①本庁勤務職 ②東京駐在職)>

令和6年7月25日  
静岡県経済産業部

静岡県では、令和5年9月に「スタートアップ支援戦略」を策定し、本県の持続的な経済成長を実現する新たな担い手であり、また、様々な地域課題の解決に向けたソリューションの提供主体となる、“スタートアップ”の創出・育成、誘致に取り組んでいます。

今回、施策展開のさらなる拡充を図るため、本県としては初めて、スタートアップ分野における専門人材を任期付職員として募集します。

【業務内容】 スタートアップの創出・育成、誘致に係る各事業の立案及び実施

【主な勤務地】 ① 本庁勤務職 : 静岡県庁 (静岡市葵区追手町)  
② 東京駐在職 : 東京におけるスタートアップ向けシェアオフィス※  
※「CIC Tokyo (東京都港区虎ノ門)」

【任用期間】 令和6年11月1日から令和9年3月31日まで (2年5ヶ月)  
※採用された日から5年を超えない範囲内で、任期を延長する場合あり  
[地方公共団体の一般職の任期付職員の採用等に関する法律 (平成14年法律第48号) に基づく任期を定めた採用を行う職員を募集するものです。]

◆受付期間 令和6年7月25日(木)から令和6年8月18日(日)午後5時まで  
※8月18日(日)の午後5時受信完了分まで有効。

◎お申し込みはこちらから (募集委託先: エン・ジャパン (株) 特設サイト)

[https://www.enjapan.com/project/shizuoka\\_2407/](https://www.enjapan.com/project/shizuoka_2407/)



[ 問合せ先 ] 静岡県経済産業部産業イノベーション推進課  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 (県庁東館7階・9階)  
E-mail : startup@pref.shizuoka.lg.jp  
Tel : (054) 221-2609 (直通)

## 1 採用予定人員等

採用区分と、採用を予定している人数、従事する主な業務の内容等は以下のとおりです。

採用区分	採用予定人数	主な職務
経済産業部産業革新局 産業イノベーション推進課 ＜①本庁勤務職＞ ※1	1人	・ 県内スタートアップの成長・創出支援 ・ 県内学生等におけるアントレプレナーシップの醸成 ・ 国内外の関係機関等との連携を通じた静岡型スタートアップエコシステム構築 ほか
経済産業部産業革新局 産業イノベーション推進課 ＜②東京駐在職＞ ※2	1人	・ 首都圏や海外のスタートアップとの共創を通じた本県地域課題の解決促進 ・ 首都圏のスタートアップエコシステム等を活用した県内企業のスケールアップ促進 ・ 本県へのスタートアップや各種支援者等の誘致 ほか

※1 県庁本庁舎（静岡市葵区追手町）において勤務いただきます。

※2 東京におけるスタートアップ向けシェアオフィス(CIC Tokyo〔東京都港区虎ノ門 1-17-1〕。但し、都内他所に変更の場合あり)において勤務いただきます。

ただし、採用後一定期間については、主に県庁本庁舎にて勤務いただく予定です。

## 2 任用形態

一般職の任期付職員

※任期の定めのない職員と同様に、常勤の一般職の地方公務員となります。

このため、営利企業等従事制限や守秘義務等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

## 3 任 期

令和6年11月1日から令和9年3月31日（2年5ヶ月）

※ただし、採用された日から5年を超えない範囲内で、業務の状況等を踏まえ、任期を延長する場合があります。

## 4 応募資格

次の①に加え、②または③のいずれかに該当する人が応募できます。

①昭和39年4月2日以降に生まれた人

②スタートアップ等での実務経験がある人（自ら起業した人を含む）

③民間企業等でスタートアップへの支援や共創等の実務経験があり、これらの業務経験が

3年以上ある人。なお、当該職務経験を1年以上継続した期間が複数ある場合は、これを通算することができる。

◇次のいずれかに該当する人は、受験することができません。

- ア 日本国籍を有しない人。
- イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人。
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・静岡県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

## 5 選 考

- (1) 第1次選考 令和6年8月下旬  
応募時に提出された経歴及び業務実績等の内容を審査し、業務内容に適しているかどうかの視点から合格者を決める方式で行います。
- (2) 第2次選考 第1次選考の合格者に対し、ウェブ面接を行います。  
面接時に、これまでの職務実績等の自己PRをしていただきます。5分程度のプレゼンテーション資料を御用意ください。  
<面接日> 令和6年9月上旬  
面接開始時間及びプレゼンテーション資料のファイル形式、枚数制限等は、第1次選考の合格通知メールの中でお知らせします。  
また、メールで指定する期日までに、プレゼンテーション資料を作成し、御提出ください。
- (3) 第3次選考 第2次選考の合格者に対し、面接を行います。  
<面接日> 令和6年9月下旬  
第3次選考の実施場所は、静岡市内を予定しています。会場及び時間は、第2次選考の合格通知メールの中でお知らせします。  
また、メールで指定する期日までに、最終学歴の卒業（修了）証明書を御提出ください。  
障害等があり、試験会場において配慮が必要な場合は、申込入力画面の特記事項欄にその内容を具体的に記入してください。なお、内容によっては、対応できない事項もあることを御了承ください。

## 6 合格者の発表

	時期	方法
1次選考合格発表	令和6年8月下旬頃	応募者全員にメールで合否をお知らせします。また、合格者の受験番号を、静岡県ホームページに掲載します。
2次選考合格発表	令和6年9月中旬頃	ウェブ面接を受けた方全員にメールで合否をお知らせします。また、合格者の受験番号を、静岡県ホームページに掲載します。
最終合格者発表	令和6年10月中旬頃	面接を受けた方全員にメールで合否をお知らせします。また、合格者の受験番号を、静岡県ホームページに掲載します。

## 7 選考結果の情報提供

本試験の受験者は、試験結果の本人情報の提供を受けることができます。  
提供の方法は、次のとおりです。

応募者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、経済産業部政策管理局総務課（県庁東館9階）に直接お越しくください。なお、パソコン画面上での閲覧のみとなります。

（注）情報提供は、提供期間中の土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く午前8時30分から午後5時までです。

試験	開示内容	開示期間	開示場所
第1次選考	当該請求者の得点及び順位	第1次選考合格通知の日から1ヶ月間	経済産業部 政策管理局 総務課
第2次選考	当該請求者の得点及び順位	第2次選考合格通知の日から1ヶ月間	
第3次選考	当該請求者の得点及び順位	第3次選考合格通知の日から1ヶ月間	

## 8 応募手続

- (1) 受付期間 令和6年7月25日(木)から令和6年8月18日(日)午後5時まで  
※8月18日(日)の午後5時受信完了分まで有効。

◎お申し込みはこちらから

(エン・ジャパン(株)特設サイト 応募フォーム)

[https://www.enjapan.com/project/shizuoka\\_2407/](https://www.enjapan.com/project/shizuoka_2407/)



- (2) 申込手続 特設ウェブサイトから申し込んでください。

## 9 採用予定

最終合格者は、令和6年11月1日（金）に採用される見込みです。

## 10 給与等

### <①本庁勤務職>

大学卒業後13年程度の職務経験があり、35歳で採用された場合の給与月額は約32万8千円です。実際の給与月額は、各人の学歴やこれまでの職務経験等によって変わります。

（注1）この給与は令和6年4月1日時点の給料月額に地域手当（3.7%）を加えた額です。

（注2）このほか、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当などがそれぞれの条件により支給されます。

（注3）任用期間中は、地方公務員として、地方職員共済組合に加入することとなります。

### <②東京駐在職>

大学卒業後15年程度の職務経験があり、37歳で採用された場合の給与月額は約41万8千円です。実際の給与月額は、各人の学歴やこれまでの職務経験等によって変わります。

（注1）この給与は令和6年4月1日時点の給料月額に地域手当（20%）を加えた額です。

（注2）このほか、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当などがそれぞれの条件により支給されます。

（注3）任用期間中は、地方公務員として、地方職員共済組合に加入することとなります。

## 11 その他

この採用選考の実施に関して収集する個人情報は、この採用選考のために必要な範囲でのみ使用します。